

表2 申請対象と加工施設（設工認）の技術基準との対応表【7次設工認（設備（化学処理1/1））】

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準項目	その地事案許可で定める仕様																						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
			1次設工認	2次設工認	4次設工認	5次設工認	6次設工認	7次設工認																	
仕様表No.	名称	事業許可との対応	変更区分	4.1-設1	4.1-設2	4.1-設7	4.2-設1	4.2-設6	5.1-設1	6.1-設1	6.1-設2	6.1-設3	6.1-設6	6.1-設7											
表イ設-1	シリンダ洗浄装置	[249] シリンダ洗浄装置	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表イ設-2	環（シリンダ洗浄装置）	[250] 環 [251] 環漏水検知警報設備	新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表イ設-3	スクラバ	[252] スクラバ [253] 液位高警報設備	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表イ設-4	洗浄液受槽(1)	[254] 洗浄液受槽(1) [255] 液位高警報設備	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表イ設-5	洗浄液受槽(2)	[256] 洗浄液受槽(2) [257] 液位高警報設備	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表イ設-6	クレーン（洗浄室）	[258] クレーン	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表イ設-7	洗浄残渣沈殿槽(1)	[259] 洗浄残渣沈殿槽	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表イ設-8	ろ過器	[260] 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック [261] ろ過器	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表イ設-9	遠心分離機	[262] 遠心分離機	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表イ設-10	液受槽	[263] 液受槽	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	シリンダ貯蔵ビット（シリンダ回転台含む）	-	撤去																						

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

- ：設計変更なし+工事なし
 - ◎：設計変更あり+工事なし
 - ：設計変更あり+工事あり
- 本加工施設では該当しない項目
加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1：当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表2 申請対象と加工施設（設工認）の技術基準との対応表【7次設工認（設備（貯蔵1/2））】

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*		
																											1次設工認	2次設工認
表へ設-1	粉末輸送容器貯蔵機(1)	[486] 粉末輸送容器貯蔵機	4.1-設1	4.2-設1	4.2-設2	4.2-設3	4.2-設4																					
表へ設-2	シリンダ転倒装置 (原料貯蔵所)	[485] シリンダ転倒装置																										
表へ設-3	天井走行クレーン (原料貯蔵所5t)	[490] 天井走行クレーン																										
表へ設-4	粉末回収・ベレット取扱ボックス	[535] 粉末回収・ベレット取扱ボックス	変更なし																									
表へ設-5	フードボックス(1)	[536] 粉末容器ハンドリング装置	変更なし																									
	フードボックス(2)		変更なし																									
	コンベア(1)		変更なし																									
	コンベア(3)		変更なし																									
	バランスー(1)		変更なし																									
	バランスー(2)		変更なし																									
表へ設-6	内容器用台車	[537] 内容器用台車	変更なし																									
表へ設-7	他社用台車	[538] 他社用台車	変更なし																									
表へ設-8	S U S 容器用台車(2)	[539] S U S 容器用台車(2)	変更なし																									
表へ設-9	スクラップ貯蔵機(粉末用)(第3核燃料倉庫)	[540] スクラップ貯蔵機 (粉末用)	改造																									
	リフタ	[542] リフタ	改造																									
表へ設-10	粉末容器構内運搬車	[543] 粉末容器構内運搬車	改造																									
表へ設-11	クレーン (第3核燃料倉庫)	[544] クレーン	改造																									
表へ設-12	保管容器 (1)	[545] 保管容器 (劣化・天然ウラン用)	変更なし																									
	保管容器 (2)		変更なし																									
表へ設-13	ベレット貯蔵機 (1)	[576] ベレット貯蔵機	改造																									
	ベレット貯蔵機 (2)		改造																									
表へ設-14	金属缶用台車(2)	[577] 金属缶用台車(2)	変更なし																									
表へ設-15	ベレット構内運搬容器	[578] ベレット構内運搬容器	改造																									
表へ設-16	燃料構内運搬車	[589] 燃料構内運搬車	改造																									
表へ設-17	保存燃料棒貯蔵機	[590] 保存燃料棒貯蔵機	改造																									
表へ設-18	ロッドチャンネル用台車(5)	[591] ロッドチャンネル用台車(5)	変更なし																									
表へ設-19	ロッドチャンネル用リフタ	[592] ロッドチャンネル用リフタ	変更なし																									

*事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

- ：設計変更なし+工事なし
 - ◎：設計変更あり+工事なし
 - ：設計変更あり+工事あり
- 本加工施設では該当しない項目
加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1：当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表1-2-3 今回申請する建物・構築表2 申請対象と加工施設（設工認）の技術基準との対応表【7次設工認（設備（気体廃棄 1/1））】

資料No.	加工施設の技術基準	項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23																							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
仕様表No.	名称	事業許可との対応	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表1設-01	結露ファン（貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統）	666)気体廃棄設備(4)	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1設-02	結露ファン（作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統）	667)気体廃棄設備(4)結露ファンの起動停止インターロック	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1設-03	排気ファン（貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室内排気系統）	666)気体廃棄設備(4)	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1設-04	結露防止ダンパ（屋外との境界部）（貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統）	666)気体廃棄設備(4)	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1設-05	結露防止ダンパ（屋外との境界部）（作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統）	670)気体廃棄設備(4)結露防止ダンパ（屋外との境界部）	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1設-06	結露防止ダンパ（屋外との境界部）（作業室(1)局所排気系統）	666)気体廃棄設備(4)	改訂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1設-07	結露防止ダンパ（貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統）	666)気体廃棄設備(4)	改訂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1設-08	結露防止ダンパ（貯蔵室(1)、更衣室、シャワー室給気系統）	672)気体廃棄設備(4)結露防止ダンパ	改訂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1設-09	排気ダクト・ダンパ（貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室内排気系統）	666)気体廃棄設備(4)	改訂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1設-10	排気ダクト・ダンパ（貯蔵室(1)、更衣室、シャワー室給気系統）	672)気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ	改訂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：設計変更なし+工事なし
 ◎：設計変更あり+工事なし
 ●：設計変更あり+工事あり

本加工施設では該当しない項目
 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

表2 申請対象と加工施設（設工認）の技術基準との対応表【7次設工認（設備（固体廃棄 1/1））】

資料No.	項目	加工施設の技術基準	項目																							備考*
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
仕様表No.	名称	事業許可との対応	変更区分	1次設工認	2次設工認	4次設工認	5次設工認	6次設工認	7次設工認																	
表ト設-図1	焼却炉	(782) 焼却炉 (783) 投入フードボックス (784) 抜出フードボックス (785) 燃焼装置失火インターロック (786) 排ガス温度高インターロック (787) 燃焼用空気停止インターロック (788) 送風機ファン	改造																							
表ト設-図2	サイクロン	(789) サイクロン (790) フードボックス	変更なし																							
表ト設-図3	フラッシュチャンバ	(791) フラッシュチャンバ	改造																							
表ト設-図4	イオン交換材混合機	(793) イオン交換材混合機	変更なし																							
表ト設-図5	イオン交換材成型機	(794) イオン交換材成型機	変更なし																							
表ト設-図6	ビット	(795) ビット (796) 液位高警報設備	改造																							
表ト設-図7	クレーン（第1廃棄物処理前室）	(798) クレーン	新設																							
表ト設-図8	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	(799) 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス (800) フードボックス	改造																							
表ト設-図9	破砕機	(801) 破砕機 (802) フードボックス	改造																							
表ト設-図10	クレーン（第2廃棄物処理所）	(803) クレーン	改造																							
表ト設-図11	ドラム缶用廃棄物プレス	(804) ドラム缶用廃棄物プレス	改造																							
表ト設-図12	超音波洗浄機（1） 超音波洗浄機（2）	(805) 超音波洗浄機	変更なし 改造																							
表ト設-図13	脱水受槽 中和槽 遠心分離機 ろ液受槽	(806) 脱水中和設備 (807) 液位高警報設備 (806) 脱水中和設備 (807) 液位高警報設備 (806) 脱水中和設備 (807) 液位高警報設備	改造 改造 変更なし 改造																							
表ト設-図14	分別・解体フード	(808) 分別・解体フード	改造																							
表ト設-図15	水洗槽	(809) 水洗槽	変更なし																							
表ト設-図16	切断フード	(810) 切断フード	変更なし																							
表ト設-図17	排水受槽	(811) 排水受槽 (812) 液位高警報設備	改造																							
表ト設-図18	乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)	(813) 乾燥機	変更なし 改造 改造																							
表ト設-図19	プラスト装置(1) プラスト装置(2)	(814) プラスト装置	改造 改造																							
表ト設-図20	クレーン（除染室(2)）	(815) クレーン	改造																							
表ト設-図21	解体用フードボックス	(816) 解体用フードボックス	変更なし																							
表ト設-図22	切断機(1) 切断機(2)	(817) 切断機	変更なし 改造																							
表ト設-図23	廃棄物貯蔵設備(1)	(818) 廃棄物貯蔵設備(1)	改造																							
表ト設-図24	ドラム缶ウラン量測定装置	(819) ドラム缶ウラン量測定装置	改造																							
表ト設-図25	クレーン（廃棄物一時貯蔵所）	(820) クレーン	改造																							
表ト設-図26	クレーン（放射線管理棟前室）	(821) クレーン	新設																							

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることによって安全機能を満たせる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせた申請機器として適合性を確認している。

- ：設計変更なし+工事なし
- ◎：設計変更あり+工事なし
- ：設計変更あり+工事あり
- ：本加工施設では該当しない項目
- ：加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1：当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表2 申請対象と加工施設（設工認）の技術基準との対応表【7次設工認（設備（放射線管理施設1/1））】

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目																							備考*	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
仕様表No.	名称	事業許可との対応 [※]	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
表子設-1	エアスニファ（工場棟 転換工場）	[828] エアスニファ	改造																								
	エアスニファ（工場棟 成型工場）		改造																								
	エアスニファ（加工棟 成型工場）		改造																								
	エアスニファ（放射線管理棟）		改造																								
	エアスニファ（付属建物 第2核燃料倉庫）		改造																								
	エアスニファ（付属建物 除染室・分析室）		改造																								
	エアスニファ（付属建物 第3核燃料倉庫）		改造																								
	エアスニファ（付属建物 第1廃棄物処理所）		改造																								
	エアスニファ（付属建物 第2廃棄物処理所）		改造																								
	エアスニファ（付属建物 シリンダ洗浄棟）	改造																									
表子設-2	エリアモニタ Ch-1	[829] エリアモニタ	改造																								
	エリアモニタ Ch-2		改造																								
	エリアモニタ Ch-3		改造																								
	エリアモニタ Ch-4		改造																								
	エリアモニタ Ch-5		改造																								
	エリアモニタ Ch-6		改造																								
	エリアモニタ Ch-7		改造																								
	エリアモニタ Ch-8	改造																									
表子設-3	ハンドフットモニタ1~6	[830] ハンドフットモニタ	改造																								
	ハンドフットモニタ7		改造																								
	ハンドフットモニタ8		改造																								
	ハンドフットモニタ9		改造																								
表子設-4	転換工場ダストモニタ	[831] ダストモニタ	改造																								
	成型工場ダストモニタ		改造																								
	加工棟ダストモニタ		改造																								
	第3核燃料倉庫ダストモニタ		改造																								
	第1廃棄物処理所ダストモニタ		改造																								
	シリンダ洗浄棟ダストモニタ	改造																									
表子設-5	モニタリングポスト	[832] モニタリングポスト	改造																							*	

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

- ：設計変更なし+工事なし
- ◎：設計変更あり+工事なし
- ：設計変更あり+工事あり

■ 本加工施設では該当しない項目
 ■ 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1：当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表2 申請対象と加工施設(設工認)の技術基準との対応表【7次設工認(設備(その他の加工施設1/1))】

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*
資料項目	騒音防止	地震	地震	衛生	外部騒音対策	火災	閉じ込め	火災	洪水	安全	安全	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	その他の技術基準
加工施設の技術基準	第四基準項目	第四基準項目	第六基準項目	第七基準項目	第八基準項目	第九基準項目	第十基準項目	第十一基準項目	第十二基準項目	第十三基準項目	第十四基準項目	第十五基準項目	第十六基準項目	第十七基準項目	第十八基準項目	第十九基準項目	第二十基準項目	第二十一基準項目	第二十二基準項目	第二十三基準項目	第二十四基準項目	第二十五基準項目	第二十六基準項目	
項目	1次設工認	2次設工認	4次設工認	5次設工認	6次設工認	7次設工認																		
仕様表No.	名 称	事業許可との対応*	変更区分	8.1-8.6	8.1-8.11	8.1-8.15	8.1-8.17	8.1-8.19	8.1-8.20	8.1-8.21	8.1-8.22	8.1-8.23	8.1-8.24	8.1-8.25	8.1-8.26	8.1-8.27	8.1-8.28	8.1-8.29	8.1-8.30	8.1-8.31	8.1-8.32	8.1-8.33	8.1-8.34	
表1設-1	無停電電源装置	(887,889)非常用設備 非常用電源設備 無停電電源装置	改造																					
表1設-2	漏水検知警報設備(転換工場)		新設																					
	漏水検知警報設備(成型工場)		新設																					
	漏水検知警報設備(加工棟)	(835) 建物 漏水検知警報設備	新設																					
	漏水検知警報設備(放射線管理棟)	(839) 建物 漏水検知警報設備	新設																					
	漏水検知警報設備(除染室・分析室)	(846) 建物 漏水検知警報設備	新設																					
	漏水検知警報設備(第2核燃料倉庫)	(849) 建物 漏水検知警報設備	新設																					
	漏水検知警報設備(第3核燃料倉庫)	(853) 建物 漏水検知警報設備	新設																					
	漏水検知警報設備(第1廃棄物処理所)	(857) 建物 漏水検知警報設備	新設																					
	漏水検知警報設備(第2廃棄物処理所)	(860) 建物 漏水検知警報設備	新設																					
	漏水検知警報設備(シンダ洗浄棟)	(867) 建物 漏水検知警報設備	新設																					
		(871) 建物 漏水検知警報設備	新設																					
		(875) 建物 漏水検知警報設備	新設																					
表1設-3	レシーバタンク(1)	(910) 窒素供給設備	改造																					
	レシーバタンク(2)	(911) 窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)	改造																					
	レシーバタンク(3)		改造																					
	レシーバタンク(4)		改造																					
表1設-4	水素ガス供給配管系統	(912) 水素供給設備(屋外供給系統) (913) 水素ガス供給配管系統 (915) I/L:地盤インターロック	改造																					
表1設-5	工業用水遮断弁(手動)	(916) 遮断弁(工業用水、水道水、冷却水、熱水、アンモニア水、空調用水配管)	新設																					
	工業用水遮断弁(自動)		新設																					
	水道水遮断弁(自動)		新設																					
	冷却水ポンプ停止インターロック	(917) I/L:地盤インターロック	新設																					
	純水ポンプ停止インターロック	(918) I/L:測水インターロック	新設																					
	アンモニア水ポンプ停止インターロック	(919) 遮断弁(高気配管)	新設																					
	空調用水ポンプ停止インターロック	(920) I/L:地盤インターロック	新設																					
	高気遮断弁(1)(2)		新設																					
表1設-7	保安秤量器(シンダ1)	(921) 秤量設備	改造																					
	保安秤量器(シンダ2)	(923) 秤	改造																					
	保安秤量器(シンダ3)		改造																					
表1設-8	保安秤量器(フラン管理5)	(921) 秤量設備	改造																					
	保安秤量器(フラン管理6)	(923) 秤	改造																					
	保安秤量器(フラン管理7)		改造																					
表1設-9	UF6シンダ秤量器	(921) 秤量設備	改造																					
	保安秤量器(分析1)	(922) 秤	改造																					
	保安秤量器(分析2)	(923) 秤	改造																					

*事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器については設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

*1: 庫(内部止水用)は、先行設工認で認可済み

○: 設計変更なし+工事なし	■: 本加工施設では該当しない項目
●: 設計変更あり+工事なし	■: 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目
●: 設計変更あり+工事あり	

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。